

質問第一〇二号

養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

蓮

舩

参議院議長 関口昌一 殿

養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書

私は、令和八年七月十七日の参議院予算委員会において、今上天皇と三十八親等離れた養子の子に皇位継承を認めるより、女子であつても一親等の内親王殿下に皇位継承を認める方が、男子にのみ皇位継承を認める皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の上位法である日本国憲法に規定する世襲原則に合致するとともに、国民の理解と支持を得られると考える旨指摘し、その是非に関する政府見解について質疑した。これに對し、高市早苗内閣総理大臣は、明治時代に天皇と三十二親等の隔たりがある皇族の男系男子が養子になった例があると承知している旨答弁した（以下「総理答弁」という。）。

しかし、総理答弁は例を挙げたのみで、質疑の趣旨に十分に合致しているとは言えないと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 総理答弁で明治時代の例を挙げた理由を示されたい。

二 総理答弁で挙げられた例の件数及びそれぞれの詳細を示されたい。そのうち、養子に子がいた例がある場合、当時の皇位継承順位を示されたい。

三 総理答弁が質疑の趣旨に十分に合致していると判断した理由を詳細に示されたい。

四 三十六親等から三十八親等の養子を迎え、その子に皇位継承が認められることの是非について、政府の
見解を示されたい。

右質問する。